

議案第53号

葛飾区教育委員会教育長の給料等の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

教育長の給料等を一部減額する特例措置を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区教育委員会教育長の給料等の特例に関する条例

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第21号）第2条の規定にかかわらず、葛飾区教育委員会教育長の給料の月額、同条に規定する給料の月額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、葛飾区長等の退職手当に関する条例（昭和34年葛飾区条例第2号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。